社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会

志布志市社会福祉協議会では生活困窮者自立支援事業の支援員(常勤臨時職員)を募集します。

平成28年4月1日より必須事業の自立相談事業の他、任意事業として就労準備支援事業、家計改善支援事業を市から受託して事業推進しておりますが、現在3名体制(一部兼務)での本事業に専任の家計改善支援員を配置することにより、困窮者における相談業務及び就労支援、家計改善支援に幅広く対応できる事務執行体制を整備することを目的として支援員(常勤臨時職員)を募集します。

※募集の条件

- 1 平成31年4月1日において、満59歳以下で健康な者。(男女を問わない)
- 2 本会事務所に通勤可能な者で普通免許保持者 (AT 限定可)。
- 3 パソコン (ワード、エクセル) が使える方。
- 4 高等学校卒業以上の者。
- 5 金融機関・保険会社等で家計に関する相談業務等の勤務経験があるもの。
- 6 採用後は困窮者等の家計改善の相談支援業務を行える者。
- ※募集の方法 公募、ハローワーク、社協ホームページ、フェイスブック
- ※募集期間 平成 31 年 2 月 4 日 (月) \sim 2 月 18 日 (月)
- ※採用者 常勤臨時職員 1名雇用期間の定めあり (平成31年4月1日から平成32年3月31日)契約更新の可能性あり (条件あり)
- ※業務内容 生活困窮者自立相談支援事業(家計改善支援事業)における家計改善支援員 (困窮者等に対する家計に関する相談支援業務。主に家計の現状理解に向けた支援・意欲喚起。資金貸付や専門職機関等との連絡調整。関係機関への同行訪問、利用者宅への訪問。報告書・アセスメントへの入力業務) その他、自立相談支援事業、就労準備支援事業への協力業務等
- ※給与等は、本会臨時職員就業規則を適用する。

勤務条件 月曜日から金曜日まで週5日(原則十日祝祭日休み)

勤務時間 午前8時30分から午後5時15分(時間外あり)

日額給 6,280 円 (時給 785 円) 給料支給、末日〆切 毎月7日支払

諸手当 通勤手当、資格手当、時間外手当

加入保険 雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金

- ※面接選考日 期 日:平成31年2月21日(木) 午前9時30分から
- ※合格発表 平成31年2月27日(水)までに合格者に文書で通知する。

- ※応募方法 大隅職業安定所(ハローワーク大隅)を通じて紹介状と履歴書を添えて申込まれるか、志布志市社会福祉協議会に履歴書を平成31年2月18日(月)まで必着するよう申込んでください。履歴書については、特に様式は定めません。
- ※お問合せ先 社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会 本所(志布志)福祉課長 若松まで 〒899-7103 志布志市志布志町志布志 3222-1☎099-472-1800